様式第１号（第８条関係）

**胎内市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書**

　　年　　月　　日

（あて先）胎内市長

**申請者（支給対象者）**住所（申請時）

住所（犯罪行為発生時）　□申請時に同じ

　　　　　　　　　　　フリガナ

　　　　　　氏　　名

生年月日　　　　　　　年　　　月　　　日生

電話番号　　　　－　　　　　－

遺族見舞金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

１　亡くなる原因となった犯罪行為の内容

　　犯罪被害申告書（遺族見舞金）（様式第２号）

＜加害者＞　□不明

住所：

：　　　　　　　　　　　　　　　　　（被害者との関係　　　　　　　　　）

２　犯罪被害者と申請者の続柄・生計維持関係

　　□配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）　□子　□父母　□孫　□祖父母　□兄弟姉妹

※配偶者以外の場合のみ～生計維持関係　　□あり　　□なし

３　見舞金を支給しない場合に関する確認事項

　はい いいえ

□　□　他の地方公共団体から同種の見舞金を受給していません。（他の第１順位遺族を含む。）

□　□　死亡の原因となった犯罪行為が行われたとき、犯罪被害者と加害者又は第１順位遺族と加害者は、親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）にありません。

□　□　当該犯罪行為において、犯罪被害者又は第１順位遺族の責めに帰すべき行為（犯罪行為を誘発したなど）はありません。

４　当該犯罪行為による重傷病見舞金（同種の見舞金を含む。）受給の有無

　　□なし　　□あり　　受給した地方公共団体名　（　　　　　　県　　　　　　市・町・村）

受給額　（　　　　　　　　　　　　　円）

５ 見舞金の返還

* 見舞金の支給後に、胎内市犯罪被害者等見舞金支給事業実施要綱第12条第１項（支給決定の取消し）の規定に該当することが判明した場合、第13条の規定に基づき、支給を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。

６　暴力団排除の制約

□　犯罪被害者又は第１順位遺族は、胎内市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第２条第１号及び第２号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

　□　上記事実の確認のため、警察に照会がなされる場合があることに同意します。

７　申請手続を行う者（※申請者がやむを得ない理由により申請手続ができず、申請者に代わって手続をする場合のみ記載してください。）

　　やむを得ない理由

（申請手続を行う者）住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　 　　　（署名）

生年月日　　　　　　　年　　　月　　　日生

電話番号　　　　－　　　　　－

　　申請者との関係

　　上記申請内容に間違いありません。

　　　　　　　　　　申請者（支給対象者）　氏名　　　　　　　　　　　　　（署名）

|  |
| --- |
| 　添付書類□　申請を行う者が、当該死亡の原因となる犯罪行為が行われたときにおいて、県内に住所を有していた又は居住していた者であることを証明する書類（住民票、戸籍の附票等）□　申請を行う者が、申請時において、本市に住所を有することを証明する書類（住民票、戸籍の附票等）□ 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する地方公共団体の長が発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書※以下は必要に応じ添付□　申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）□　申請を行う者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第１順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）□　申請を行う者が生計維持遺族であり、第１順位遺族を決定する際に必要があるときは、当該死亡の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類（犯罪被害者の収入を証明する資料、家計簿、住民票等）□　遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が２人以上あるときは、胎内市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第３号）□　その他市長が必要と認める書類 |

注１　□のある欄は、該当する項目□のレ印を付してください。

　２　申請者に代わって手続を行う者は、上記書類のほか、申請者との関係を示す書類を提示してください｡